

会員・準会員 各位

【重要】近畿会からのお知らせ

日本公認会計士協会近畿会

5月8日に新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における感染症分類の5類感染症に位置付けられました。

これを受けて、本日より、近畿会会務においても特段の制約は設けず、可能な範囲で従前（コロナ禍以前）の会務対応に戻すこととします。

但し、高齢者等重症化リスクの高い方への考慮、極端な密集状態としない等の「一定の配慮」をした上での運営といたしますので、ご協力のほど宜しくお願いします。

なお、感染状況の急激な変化があった場合には、見直しすることがありますので予めご承知願います。

1. 研修会・イベントについて

- ・対面開催を基本とするが、必要に応じてオンラインを併用して開催する。

2. 部会・委員会について

- ・対面開催を基本とするが、必要に応じてオンラインを併用して開催する。
- ・役員会については、特段の事情が無い限り対面参加とする。
- ・懇親会、会食も特段の制約はしないが、一定の配慮をした上で開催する。

3. 厚生行事（地区会行事含む）について

- ・特段の制約はしないが、一定の配慮をした上で開催する。

4. 外部大規模イベントへの業務上の参加について

- ・特段の制約はしない。

5. 外部関係者との小規模な会食について

- ・特段の制約はしないが、一定の配慮をした上で開催する。

6. 近畿会事務局体制について

- ・感染症対策としてのシフト勤務（時差出勤）の推奨は終了する。

◇ 会員・準会員各位におかれましては、引き続き、体調管理にご留意下さい。

以上